

Q

家族も同じ月に病院を受診しました。

すべて合算した金額で高額療養費は申請できますか？

A

同じ月に同一世帯で**70歳未満**の方は**21,000円以上**、

70～74歳の方は**すべての医療費**を合算できます。

✓ 70歳未満の方の合算対象のポイント！

受診者別に下記の基準があり、算出された自己負担額が**21,000円以上**の時、高額療養費として合算できます。

3つの基準

- ① **1か月**単位(1日～末日)で計算
- ② **受診者**ごとに計算
→被保険者、被扶養者(被保険者と同じ健康保険の記号番号を使用)ごと
- ③ **医療機関**ごとに以下の方法で計算
 - ・まず、同じ医療機関内で**医科**と**歯科**に分ける
 - ・さらに、**入院**と**外来**に分けて計算
 - ・外来と「その外来に対する薬局(調剤)」は**合算して計算**

例！

※**所得区分ウ**(標準報酬月額28～50万円の方)の場合



被保険者・・・38歳
A病院(医科・入院)
自己負担(3割) **60,000円**
(総医療費 **200,000円**)



自己負担額21,000円以上



被扶養者・・・35歳
B病院(医科・外来)
自己負担(3割) **36,000円**
(総医療費 **120,000円**)



自己負担額21,000円以上

総医療費

$$\begin{aligned} & \text{(自己負担額)} \\ &= \frac{36,000}{3} \times 10 \\ & \text{(自己負担割合)} \end{aligned}$$

① **自己負担額**の総額を計算(21,000円以上の自己負担額を合算)
60,000円+36,000円=96,000円

② **自己負担限度額**を計算
(21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算)
80,100円+(200,000円+120,000円-267,000円)×1%
=80,630円

払い戻し金額 ①96,000円-②80,630円=**15,370円**

所得区分ごとの
計算式はこちらを
チェック!!



例2 ※所得区分ウ(標準報酬月額28~50万円の方)の場合

 被扶養者...35歳 B病院(医科・入院) 自己負担(3割) 72,000円 (総医療費240,000円)	 被扶養者...71歳 D病院(医科・外来) 自己負担(2割) 8,000円 (総医療費40,000円)	 被扶養者...70歳 D病院(医科・入院) 自己負担(2割) 6,000円 (総医療費30,000円)
---	---	---



自己負担額21,000円以上



70歳以上のため合算対象



70歳以上のため合算対象

① **自己負担額**の総額を計算(21,000円以上の自己負担額を合算)

$$72,000円 + 8,000円 + 6,000円 = \underline{86,000円}$$

② **自己負担限度額**を計算

(21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算)

$$80,100円 + (240,000円 + 40,000円 + 30,000円 - 267,000円) \times 1\% = \underline{80,530円}$$

払い戻し金額 ①86,000円 - ②80,530円 = **5,470円**

70~74歳の方だから、21,000円未満でも合算できるんだね。



例3 ※所得区分ウ(標準報酬月額28~50万円の方)の場合

 被保険者...38歳 A病院(医科・外来) 自己負担(3割) 15,000円 (総医療費50,000円) A薬局(院外) 自己負担(3割) 3,000円 (総医療費10,000円)	 被扶養者...35歳 B病院(医科・入院) 自己負担(3割) 72,000円 (総医療費240,000円)	 被扶養者...8歳 C病院(医科・外来) 自己負担(3割) 39,000円 (総医療費130,000円)
--	---	--



15,000(外来) + 3,000(薬局) = 18,000円
自己負担額21,000円未満のため合算対象外



自己負担額21,000円以上



自己負担額21,000円以上

① **自己負担額**の総額を計算(21,000円以上の自己負担額を合算)

$$72,000円 + 39,000円 = \underline{111,000円}$$

② **自己負担限度額**を計算

(21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算)

$$80,100円 + (240,000円 + 130,000円 - 267,000円) \times 1\% = \underline{81,130円}$$

払い戻し金額 ①111,000円 - ②81,130円 = **29,870円**

70歳未満だと、外来と薬局の金額の合計が21,000円未満だから合算できないんだ...

